

広島市条例第 17 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

広島市心身障害者福祉センター条例（昭和 58 年広島市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中 「

|      |
|------|
| 大体育室 |
| 小体育室 |

」 を 「

|      |
|------|
| 大体育室 |
| 小体育室 |
| 多目的室 |

」 に改める。

別表の(2)のウの表中「及び和室研究室」を「、和室研究室及び多目的室」

に、 「

|       |
|-------|
| 小会議室  |
| 講習室   |
| 和室研修室 |

」 を 「

|       |
|-------|
| 小会議室  |
| 講習室   |
| 和室研修室 |
| 多目的室  |

」 に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。